



“倒産・解雇などによる離職”や  
“雇止めなどによる離職”をされた方へ

## 国民健康保険税が軽減されます

以下の条件すべてに該当する方は国民健康保険税を算出する際の所得金額を減額して算出します。

### 対象者

- (1) 丹波市国民健康保険に加入している方
- (2) 雇用保険受給資格者証・雇用保険受給資格通知の離職理由コードが以下のいずれかに該当する方  
(雇用期間が一定期間以上ある方)
- (3) 失業時点で65歳未満の方

**雇用保険受給資格者証** (第1面)

1. 支給番号	2. 氏名			
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 雇用時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号
8. 住所又は居所				
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)				
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由		
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限		
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日		
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間		
22. 離職前事業所名				
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)			

安定所連絡メッセージ1  
安定所連絡メッセージ2  
管轄公共職業安定所又は  
管轄地方運輸局所在地  
電話番号

公共職業安定所 印

交付 年 月 日

#### 【特定受給資格者(倒産・解雇など事業主の都合により離職した方)】

- コード: **11** 解雇
- 12** 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
  - 21** 雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
  - 22** 雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
  - 31** 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
  - 32** 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

#### 【特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)】

- コード: **23** 期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
- 33** 正当な理由のある自己都合退職
  - 34** 特定の正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6か月以上12か月未満)

※以下の雇用保険受給資格者証をお持ちの方は軽減対象ではありません

- ◎特例受給資格者証(季節的に雇用されるまたは短期雇用特例被保険者の方が所有)
- ◎高年齢受給資格者証(65歳到達以後に離職された方が所有)
- ◎雇用保険受給資格者証(仮)

〈資格者証の右上に **特高** の印が表記されています〉

## 軽減内容

非自発的失業者にかかる前年の給与所得金額を 30/100 にみなして、国保税（所得割額）の算定および高額療養費の所得区分の判定を行います。

※給与所得以外の所得については軽減されません。

※令和 8 年 4 月～令和 9 年 7 月における高額療養費の所得区分判定は前々年中の給与所得を 30/100 として判定します。

## 軽減期間

離職日の翌日から翌年度末（高額療養費の所得区分は適用終期 7 月末）までが軽減適用期間です。

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。

※軽減適用期間内に、勤務先の健康保険への加入などにより国民健康保険を脱退した時はその時点で軽減は終了します。

※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

### 離職日と国民健康保険税軽減対象期間（例）

対象期間 離職日（例）	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
R 7 . 3 . 3 1	【対象期間】 R7.4.1～R9.3.31		
R 7 . 1 0 . 1		R7.10.2～R9.3.31	
R 8 . 3 . 3 0		R8.3.31～R9.3.31	
R 8 . 4 . 1		R8.4.2～R10.3.31	

## 申請に必要なもの

- (1) 雇用保険受給資格者証（紛失された方は、管轄の公共職業安定所で再交付の手続きが出来ます）  
もしくは雇用保険受給資格通知
- (2) マイナンバーカード

## お問い合わせ先

財務部 税務課 市民税係  
健康部 健康課 国保年金係

0 7 9 5 - 8 2 - 2 0 7 0  
0 7 9 5 - 8 2 - 6 6 9 0

